

富士河口湖町広報誌広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士河口湖町（以下「町」という。）が発行する「広報富士河口湖」への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 掲載できる広告は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に掲げる事業に関するもの

(2) 公序良俗に反する恐れのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 選挙に関するもの

(6) 意見広告

(7) 広告の内容を町が推奨しているような誤解を与えるおそれのあるもの

(8) 消費者金融に関するもの

(9) 人権を侵害するおそれのあるもの

(10) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(11) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律134号）に違反するもの

(12) その他町長が広報誌の掲載に適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載する優先順位は原則として申込み順とする。

(広告掲載の場所)

第4条 広告の掲載場所は裏表紙の最下段とする。

2 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため広告欄と表示する。

(広告の掲載枠数)

第5条 広告の掲載枠数は毎号2枠とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は6か月単位とし、4月号から9月号を第1期、10月号から3月号を第2期とする。

(広告掲載の仕様および掲載料)

第 7 条 広告を掲載する仕様および掲載料は次のとおりとする

規格	サイズ	掲載料
フルカラー	縦 50 mm 横 90 mm	100,000 円 (6 か月間)

(広告の申込み)

第 8 条 広告掲載を希望するものは様式第 1 号に掲載しようとする広告案を添えて町長に提出しなければならない。

2 第 1 期の申し込み締め切りは 1 月末日まで、第 2 期の申し込み締め切りは 7 月末日までとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は、前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、様式第 2 号により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載決定の取り消し)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が町の指定する期限までに広告掲載料を納付しないとき

(2) 広告主が町の指定する修正等の依頼に応じないとき

(3) その他広告の掲載に支障が生じたとき

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、第 3 号様式により、当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担にお

いて解決しなければならない。

(協議)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。